

◎新潟県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年12月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 出雲崎柿の木小島谷線
- 2 供用開始の区間
長岡市和島高畑字後712番1から同市日野浦字深田131番5まで
- 3 供用開始の期日 令和2年12月1日